

改正後 (2022年7月6日版)	改正前 (2021年10月6日版)	理由
<p>6. 審査・報告の受け付け</p> <p>6.1. 必要な資料の提出</p> <p><u>5) 島根大学の複数の部局の研究者が共同で研究を実施する場合は、審査の手続き上、各部局を研究機関とみなし、部局ごとに研究責任者の役割を担う者を定め、うち1名を研究代表者の役割を担う者として一括して審査を依頼する。なおここでの「部局」とは島根大学の人を対象とする生命科学・医学系研究に関する取扱規則第4条第1項の定めに従う。</u></p> <p><u>6) 2) 3) 4) 5)</u>にかかわらず、研究の信頼性に関わる事項の審査については、当該事項が生じた研究機関の長を申請者とする。</p> <p><u>7) 生命科学・医学系研究に関する審査については、申請者の所属機関を問わない。その他の審査については、申請者は島根大学出雲キャンパスに所属する者のみとする。</u> (以降段落番号繰り下げ)</p>	<p>6. 審査・報告の受け付け</p> <p>6.1. 必要な資料の提出</p> <p>(なし)</p> <p><u>5) 2) 3) 4)</u>にかかわらず、研究の信頼性に関わる事項の審査については、当該事項が生じた研究機関の長を申請者とする。</p> <p><u>6) 生命科学・医学系研究に関する審査については、申請者の所属機関を問わない。その他の審査については、申請者は島根大学に所属する者のみとする。</u></p>	<p>理由</p> <p>島根大学の医学部以外の部局の研究の審査を行う場合の申請の取扱いについて追記する。</p> <p>5)の追記に伴い記載を変更する。</p> <p>島根大学の医学部以外の部局の研究の審査を行うことに伴い、その他の審査の取扱いについての記載を変更する。</p>